

藤元議員 それでは、7点について質問させていただきます。最初に全国学力テスト、体力テストについてお伺いいたします。昨日の徳島新聞で、石井町長が学力テスト学校別結果や県内順位を町議会で報告し、そのことを文部科学大臣が批判したことが報道されておりました。本来、小中学校で行うテストは、教師が授業で教えたことを子ども達がどれだけ理解できているのかを知り、そして、その結果をもとに子ども達の理解をより深めるために授業を豊かなものにしていく。また、子ども達は、自らの実力を知りそれを励みにし、あるいは反省して基本的な学力を身につけていく。これが学校でテストを行う意味ではないでしょうか。しかし、いま行われている全国学力テストは、学力といえば学力かもしれませんが、小学6年生は国語と算数。中学3年生は国語と数学ということで、限られた教科でありますし、しかも一部の範囲に関する学力調査であります。そして結果が出るのは数か月後であります。これで教育的な意味があるのか、毎年多額の費用をかけてやる必要があるのかと、教育専門家から批判の声が上がるのは当然であります。そもそも、この全国学力テストは、1960年代初めから実施されましたが、60年代半ばに地域間の競争の激化や不正で中止になっていたものですが、学力低下を理由に2007年復活したものであります。しかし、その際も実施要領において、過度の競争や学校の序列化を招く懸念があることから都道府県は市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないということになっておりました。しかし、石井町も含め大阪市など一部の首長がこのルールを破りはじめました。9月議会で一山議員が取り上げた静岡県知事は、今年度の小学校6年生の国語Aの結果が全国最下位だったため懲罰的な意味を込め、当初は全国平均を下回った学校の校長名を公表するとしていましたが、批判が高まる中、同じことですが、全国平均を上回った86校の校長名を公表しました。校長名を公表するということは学校名が分かるということであり、そして、「最低ということは授業が最低だ」などという発言までしています。新聞報道によれば、校長名が公表されなかった学校は、成績の悪い学校だとの認識が広がり、「どの子が成績を下げたのか」と保護者が学校に詰め寄る事態まで起こっているとのことであります。順位をつければ1位があれば最下位ができるのは当然でありますし、限られた範囲の学力であるにもかかわらず平均点を上げることが学力向上だと短略的に受け止められ、それが教育のすべてであるかのような言動は大変残念であります。学力向上というなら、地域社会の経済的背景と学力の間には密接な関係があると言われており、その是正こそ政治家が果たさなければならない最も大事な仕事ではないでしょうか。さて、このような中で、20

14年度から、学校の同意がなくても市町村の教育委員会が容認すれば、県教育委員会は学校別の成績を公表できるようになりました。ルールがあっても守らない自治体がある中で、このような文部科学省の方針転換は百害あって一利なしで到底納得できるものではありません。切磋琢磨しお互いを高め合うような競争は必要ですが、以前のように、学校間競争が激化するようなことになれば、被害を受けるのは子ども達であります。約8割の市町村の教育委員会が反対しているのもうなずける話であります。そこでお伺いいたします。最初に今回の学力テストの結果を踏まえた本町学校教育における今後の課題についてであります。報道によりますと、12年度のテスト結果を指導法の改善に積極的に役立てている小学校は10.4%、中学校では3.5%に過ぎないとのことですが、9月議会で一山議員の質問に対し、教育長は、結果発表から時間が少なく、十分な分析ができていないが云々ということでしたが、あれからだいぶ時間が経ちました。テストの結果を踏まえ今後の課題をお伺いいたします。つぎに学力テストとは性格が違いますが、体力テストの結果と今後の課題についてであります。報道によりますと本県の子どもは、運動能力の点では一定の改善はみられるものの、生活習慣に問題があるということが明らかになっているようであります。本町小学校の入学式での教育委員会の祝辞で「朝ごはんは、しっかり食べてきましょう」などの発言を聞きますと、想像はできますが、本町の子ども体力面の現状と今後の課題についてお伺いいたします。つぎに先ほども申し上げましたが、文部科学省の方針転換があり、来年度から市町村教育委員会が容認すれば県教育委員会は学校別成績を公表しても良いことになりました。新聞報道によりますと、県内24市町村教育委員会のうち徳島、美馬、吉野川市など、9市町村教育委員会は非公表を決めているようですが、残りの教育委員会は方針を明らかにしていません。この際、牟岐町教育委員会は、どのような方針なのかお伺いいたします。つぎにいじめについてであります。文部科学省が発表した2012年度、公立学校児童生徒の問題行動調査によりますと、徳島県内の小中高校で発覚したいじめは732件で前年度に比べて倍増したということであります。件数が増えた原因として、県教育委員会によりますと、以前は、遊びやいたずらの範囲で捉えられた行為でもいじめと認識されるようになったということのようではありますが、それにしても相変わらず学校におけるいじめは続いているということであります。この問題については何度か議会でも取り上げられ、教育長は「いじめを未然に防ぐためにアンケートの内容を検討したい」「いじめは学校生活の中で最も大きな人権侵害である。いじめゼロの学校を目指し

て、取り組みの一層の充実を図りたい」などと答弁してまいりました。また、各学校でも様々な取り組みがされてきていると伺っております。しかし、いじめは大人の前ではやらないのが普通であり、なかなか発見が難しいというのが現実だろうと思いますが、本町学校でのいじめの現状と今後の課題についてお伺いし、つぎの質問に移ります。次に本町学校給食におけるアレルギー対策についてであります。昨年12月、東京都調布市の市立小学校で食物アレルギーのある5年生の女子が給食を食べたあと死亡した事故がありました。事故後文部科学省は、小中学生4,200人を対象に学校給食でのアレルギー対策についての調査をしておりますが、調理員不足、施設整備の遅れから誤食対策が進んでいないことが明らかになっております。また、別の調査では、食物アレルギーを持つ子どもは、2004年6月時点では高校生を含めると32万9,423人、全体の2.6%であったが、今年の8月時点では45万3,962人で、全体の4.5%と約10年間で倍近くに増えていることが明らかになりました。本年3月議会で、一山議員がこの問題を取り上げていますが、答弁として小学校4人、中学校に4人食物アレルギーの子どもがいる。エピペンは常備していないが、専門家による研修は受けている。実態を把握し、緊急時の訓練の実施を学校に働きかけたいとのことでありました。先ほど申し上げましたように、食物アレルギーを持つ子どもは増える傾向にありまして、また、場合によっては死亡することもあるわけでありますので、真剣な対応が求められているわけであります。そこでお伺いいたしますが、現時点での食物アレルギーを持つ子どもに対してはどのような対応をしているのか。また、給食の民間委託も始まりますが、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いし、つぎの質問に移ります。つぎに土曜授業についてであります。2002年、平成14年度から学校5日制が始まりましたが、新学習指導要領による授業時間増に対応するためだと思っておりますが、土曜授業をする自治体が増加しております。新学習指導要領では、学力向上ということで小学校では6年間で授業時間を278時間増、中学校が3年間で105時間増やすということであります。そのためには土曜日にも授業をしなければ時間を確保できないというのが、その理由となっております。石井町教育委員会は、土曜授業について保護者、児童、生徒、教職員対象にアンケート調査をしたそうですが、土曜授業に賛成、どちらかといえは賛成が児童、生徒で17.4%、教職員で4.6%、一方、保護者は66.3%でありました。教育委員会は保護者の賛成の意見が多かったからということで、土曜授業を導入することに決めたそうであります。しかし、気になるのが他の地域でのアンケート

でも同じような傾向の結果になっていることでもあります。肝心の教師、子どもの賛成が極端に少ないということでもあります。ここにはどの地域にも共通した、安易に土曜授業に進めない大きな問題が潜んでいるのではないかと考えざるを得ません。そこで、この件について教育委員会はどのように考えているのかお伺いいたします。つぎに教育委員会制度についてであります。この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。これは、教育委員会法第1条に書かれていることでもあります。また、教育基本法第16条には、教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならないと書かれております。ここに書かれている理念をいま大きく変えようとする動きが強まっております。文部科学省の中央教育審議会は、現在の制度を廃止して、最終的な権限を自治体の長に移すことを柱とした案を大臣に答申いたしました。ただ、政治的な中立性を懸念する声が多く、現在の制度をベースにした別の案も併記した異例の答申でありました。政府はこの答申をもとに来年の通常国会に法案を提出する方針であります。今、紹介させていただいた教育委員会法、教育基本法は、戦前の軍国主義教育により多くの青年を戦場に送ってしまった痛苦の反省からできるべくしてできた法律だと思っておりますが、今回の教育委員会制度の改定案は、これらの法律の理念を大きく変えてしまうものであります。もし、改定案が法律になるようなことになれば、先に紹介した石井町や静岡で行われていることが公然と行われることとなります。これは歴史を逆行させるもので、断じて許してはいけないと思っておりますが、教育長の見解をお伺いいたします。つぎの質問に移ります。町の活性化についてであります。かつては1万人を超える人口があった牟岐町ですが、現在、その半分になっております。高齢化が進み高齢者比率は42%、出羽島においては84%にもなっています。若者は学校を卒業すれば、殆どが町外、県外に出ます。この牟岐町を何とか活性化させたい、元気な町にしたいというのは町民みなさんの願いです。歴代町長、職員、議員、多くの町民のみなさんがその努力をしてきました。しかし、なかなかその夢は実現できておりません。福井町長は、就任以来、町活性化を公約に掲げ、その努力をしてきました。しかし、本人も認めているように目立った成果を上げることが

まだできていません。ただ、町興しのための住民グループの活動が活発になってきたことは事実でありますし、再生会議でのまとめも評価できるものだと思います。芽生えた芽を大事にし、あとはこの流れを大きくしていくことが大切だと思いますが、どのような町活性化のプランを描いているのかお伺いいたします。つぎに職員の安全教育についてであります。今年、偶然かもしれませんが7月17日、10月7日と相次いで町職員2名が事故で負傷しました。幸いけがだけで済みましたが間違えば命を落としていたかもしれない事故でありました。そしてけがといっても後遺症が残るのではないかとと思われる事故でありました。職場には安全衛生委員会があり、研修会等の活動をしているかと思いますが、活動に工夫と活発化が求められているのではないのでしょうか。今回の事故を受けてどういう対策をするのか伺い質問を終わります。一山議員の質問と重なっているところがありますので、同じ答弁だと思いますので、そこは簡略で結構ですので、よろしく申し上げます。

枅富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問にお答えいたします。いくつかご質問をいただいておりますが、教育に関するご質問は教育長からお答えいたしますので、私の方からは、町の活性化と職員の安全教育についてお答えいたします。まず、町の活性化でございますが、議員ご質問のとおり、再生会議でアクションプランをまとめたと言っても、これから一つでも実行に移すことが重要でございます。一つずつ継続的に確実に実行していくことが必要でございます。町が主導的に行動することはもちろんでございますが、やはり活性化のメニューを行動に移していくためには、それぞれの地域や分野で主導していく方が必要でございます。平成24年3月に立ち上げた物産館が、現在、十分な効果を上げておりませんが、本議会の所信でも申し上げましたように、今年度中に旧河内小学校に移転し、牟岐町活性化の核としての役割を担っていただきたいと考えております。町内事業者や起業家への情報提供や各種活性化事業のリーダーのたまり場になって欲しいと思っております。例えば、事業者支援のため、国や県の補助制度の紹介、他市町村の取り組みの紹介、講習会の開催などの企画実施、また、牟岐町全域の美化、公園化のため、町内外の各種ボランティア団体と連携し、美化イベントの企画開催、あるいは支援者の調整などの実施、また、牟岐町を保養と健康の町として町内外の方々に認知していただくため、飲食店用の健康食メニューを考える会の企画、主催、あるいは、ウォーキ

ング大会の企画、開催等、正しく産業課や健康生活課の出先機関として機能していただけることを期待しております。そのためにも物産館の運営だけでなく、旧河内小学校に入る民俗資料館の管理も合わせ、指定管理として町内外の団体に委託してはどうかと考えております。民間に委託し、より活発な営業活動を実施していただきたいと考えております。旧河内小学校は、国道から少し外れるため、分かりにくい、進入しにくいとのご意見もございますが、周辺環境は、牟岐川の流域でも堰や鉄橋など、行きかう人々の足を止めるような景観がございます。このような環境も活かしながら町内外の交流人口が増加するような営業ができるよう努めていただきたいと考えております。つぎに職員の安全教育についてでございますが、今年、2人の職員が続けて骨折する事故が発生いたしましたので、急きょ職場点検や職員に対するヒアリング事例等のアンケート調査を実施いたしました。そして、その結果を基に牟岐町職員安全衛生委員会において、今後の対策や注意事項を指示したところでございます。詳細は副町長からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 お答えいたします。まず、全国学力、体力テストの結果を踏まえた今後の課題はというご質問でございますけども、全国学力調査につきましては、本年度4月に実施されました。課題としまして、小学校では、全国や県の傾向と同じように、知識の応用に難がありまして、中学校では、情報をまとめて意見を書くことや理由を根拠にして説明することに課題が見られました。現在、各学校では、テストの結果を踏まえまして、課題の解決に向け、授業をはじめ教育活動の工夫、改善を図り、学力向上に努めているところでございます。全国体力テストにつきましては、本年度の学校別のデータが文科省からまだ配送されておらず、結果や課題についてお答えできませんが、昨年度の調査結果では、小中学校ともおおむね良好な状況で、特に中2の男子は10種目中8種目、小5の女子は全種目で全国平均を上回っております。学力テストの学校別成績の公表についての町教委の判断につきましては、一山議員への答弁と重なりますが、公表に伴う様々な課題が懸念されることから、慎重に対応していきたいと考えております。つぎに県内では昨年の倍のいじめの数が報告されているが、本町の現状と今後の取り組みはというご質問でございますけども、2学期に小学校、中学校ともゲームやメールのやり取りで小さなトラブルはあったと聞いておりますけども、本年4月以来のいじめの認知件数は、小、中学校ともなしという報告を受けております。各学校ではいじめ対策としまして、定期的なアンケート調査の実施、校内研修会や人権集会の開催、保護者、地

域との連携など、いじめの予防や早期発見に関する様々な取り組みが行われております。また、この9月にいじめ防止対策推進法が施行され、それに基づきまして、各学校で本年度中にいじめ防止基本方針を策定するということになっております。教育委員会としましても、学校とスクラムを組みまして、笑顔あふれる楽しい学校づくりの推進に向け、今後も学校をサポートしてまいりたいと考えております。つぎに給食におけるアレルギー対策については、次長が答えます。つぎの質問の土曜授業につきましては、学校教育法施行規則が改正され、教育委員会の判断で、土曜日にも授業ができるようになりましたが、先ほども申し上げましたように、様々な課題がございますので、国、県の動きを注視しながら、教育委員会で協議を重ねていきたいと考えております。つぎの教育委員会を首長の付属機関とする動きについての見解についてお答えいたします。今回の答申では、首長が教育施策の理念や目的などを定めた大綱的方针を決定し、教育委員会は、この方針を審議する諮問機関的な組織となっております。また、首長が教育委員である教育長の任命、罷免を行うことができるが、首長の教育行政への関与を制限するために、直接指示できるのは、子どもの命の危険が及ぶなど、特別な場合に限定し、それ以外の責任は教育長とされています。中央教育審議会は、この案について、首長の権限を強化する制度改革では、教育の独立性が損なわれ、教育が最も重視すべき政治的中立性や安定性、継続性が損ねかねないとして、教育委員会に権限を残す現行制度を手直した案も併記しております。このことは、今後も教育行政の仕組みについて、継続して議論していく必要があることを示しております。私ども教育委員会としましても、国での十分な議論がされ、示された教育行政の仕組みが、子ども達の健全で、すこやかな教育につながることを期待しております。個人的な見解としまして、仕組みや制度を改めても、複雑、多様化する教育課題の直接的な解決にはなり得ないと考えます。大切なことは、教育長が首長や教育委員に情報を積極的に提供し、共通認識を図る中で、町の現状に合わせた教育施策を作り上げていくことだと考えております。以上でございます。

枅富議長 木村教育次長。

木村教育次長 私からは、給食におけるアレルギー対策について、現状と今後の課題はどうかということでお答えさせていただきます。先日の新聞報道で、文科省は学校向けのガイドラインで誤食事故を防ぐには原因食品を除いた給食を出す方式が望ましいとしておりますが、対策の進んでいない現状が明らかになったと出ておりました。本町の現状は、入学説明会の時に養護教諭より、学校給食センターからお知らせといたしまして、食物アレルギー疾患に対応した献立表が必要な家庭には、学校の方へ申し出るよ

うにしており、詳細な献立を送る必要のある児童、生徒の連絡を受けております。対象の児童、生徒に学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を事前に届け、また、献立の変更があった場合につきましては、学校を通じ家庭へ連絡をしております。現在、給食センターから詳細な献立表を送っているのは、小、中学校で4名でございます。家庭で献立表を確認して児童、生徒が自分で除去させるか、また、代替え食を持参しております。他にアレルギーを持った児童として、8名の確認はしておりますが、牛乳が合わない児童が1名、そばアレルギーが1名でございますが、そばの献立が年1回程度でございますので、個人で除去し、あとの6名は、大量に食べない限り大丈夫とのことで個人で除きながら対応しながら給食をしているところでございます。以上のようにアレルギー食としての対応はしておりません。今後の課題でございますが、給食調理職場としてアレルギーに対応した給食の提供については、十分な研修をした調理員を選任して配置する、調理器具、食器など専用のもを用意するなどを行うことで、アレルギー疾患に対応した給食の提供はある程度可能と考えられますが、そのための予算措置、また、アレルギー疾患を持った子どもに適切に他の給食と区別しながらアレルギー対応給食のみを食べさせるための学校職員への研修、また、子ども達へのアレルギー疾患に対する教育、また、もしもの時の学校職員の対応、エピペン注射などがございますが、保護者、救急機関、病院などと連携した仕組みなど課題は少なくないと考えております。これらの課題を解決しながら進めるためにも、まず最初に行う必要があるのは正確なアレルギー疾患についての情報把握であると考えております。アレルギー疾患の診断、治療は日々進歩しており、常に最新の情報に基づいた取り組みを行う必要がございます。現在、行っている就学時健康診断で保護者の方から、子どもの健康状況の確認をさせていただくなかで、食物アレルギーに関することを聞き取っていますが、医療機関で適切な検査を受けていないもの、以前に医療機関で検査を受けているが、子どもの成長により内容が変わっている可能性があるものなど、現状の子どものアレルギー疾患の状況を正確に把握できていない場合がございます。そのため食事の摂取量が少ないため症状は出ていないけれども、アレルギー反応がある恐れのある食物を食べている場合、アレルギー食物でないのに、食物を除去して食べることで必要な栄養が十分摂取されていない場合がございます。また、学校職員の対応としましても、子どものアレルギー状況を正確に把握できていないため注意が必要な子どもに対して、学校職員が十分に注意や配慮ができなかったり、反対に必要な子どもに注意するため、注意が必要な子どもがおろそかになっている場合も考えられます。このようなことから、子ども症状等を正しく把握するために、学校生活管理指導表、アレルギー疾患用を用いて把握することを原則として進めていきたいと考えております。この指導表は子どものアレルギー疾患に関する情報

を医療機関に記載してもらい保護者を通じて学校に提出してもらおうものでございます。子どものアレルギー症状について、適正な判断を医療機関が行うことにより、個別の子どもに対応した対策をすることができます。また、その資料をもとに、子ども、保護者、学校職員が共通認識を持って協議することで、アレルギー疾患を起こさないための事前の予防対策、もしもの時の緊急体制を造ることができるようになって考えております。この学校生活管理指導表は、医療機関の診療が必要になり、費用がかかります。現在は、アレルギー対応を学校で希望される方に提出をお願いして、保護者の費用負担でいただいておりますが、費用負担を理由に提出していただけない場合もあるようでございます。また、医療機関におきましても、費用がまちまちで十分な対応がされない場合があります。アレルギー認識として乳幼児期発症の食物アレルギーは子どもの約90%は6歳までに除去食の解除ができることが知られております。しかしながら、食物アレルギーの診断、管理方法がまだまだ十分に普及しておらず、現在も不要な食事制限が行われているケースも多くみられます。学校給食アレルギー対応を効果的に進めていくためには、まずは学校が食物アレルギーに対する認識を深め、管理指導表の診断の根拠の欄などを参考にしながら、保護者とともに正しい診断に基づきながら適正に対応していくことが求められると考えております。以上、よろしくお願いたします。

枅富議長 大森副町長。

大森副町長 私の方からは、議員の職員の安全教育についてのところを答弁させていただきます。町職員の公務災害の認定件数でございますが、平成15年度から平成19年度までの5年間で3件ございました、平成20年度から24年度の5年間では13件を数え増加しております。本年度につきましては、現在まで2件発生しております。内容では、現業職場がどうしても多く事案がございまして、給食調理では包丁での切り傷、やけど。土木の現場におけるチェーンソーでのけが。ごみ収集時の切り傷や手指をはさむなどのけががございました。事務の職員では、犬猫に咬まれたり、引っ掻かれたものもございます。平成24年度は学校造成工事で転落しまして、頭部の裂傷、頸椎捻挫。本年度につきましては、7月に文化センターホールでの蛍光灯交換時に転落しまして、右足関節脱臼骨折。10月には土木作業員が雑木の伐採中に手首の骨折など、間違えれば命にかかわるような事例が発生しております。また、ここ数年、体調を崩す職員が増えているのも現状でございます。本町では、副町長を総括安全衛生管理者としまして、職場の代表者、保健師などで構成する牟岐町職員安全衛生委員会を設置しておりまして、毎月第3木曜日に開催しております。その中で7月の事故の後、職場環境のアンケート

や職場点検などを実施いたしまして、危険な箇所、仕事内容について洗い出しを行い、毎週月曜日に開催しております、課長会の中で周知し、改善できるものは改善しております。今まで以上に特に道具類を扱う現業職場では、作業開始前の点検や、声かけ、また、自身の体調管理に気を付けて、漫然と毎日の仕事に携わるのではなく、緊張を持ってあたるよう指導しております。また、職員全員が安全で安心して働ける職場づくりに努めたいと思っております。委員会では、年1回でございますが、外部から講師を招いて職員対象に研修会を行っております。昨年、本年とメタルヘルスについての講演、研修を実施しております。以上でございます。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 町長が先に答弁していただきましたので、町長の方に再質問をさせていただきます。町興しについてです。非常に難しい課題で、確かだったと思うのですが、私が見ている範囲では、よく頑張っていたいているなど、町長自信が認めているように成果はまだまだ上がるころまでっていないのですけども、やっている方向は正しいのではないかと考えております。ただ、感じるのは町長の熱意が私達は常々こういう機会がありますので、伺うことができるのですが、町民の皆さん全体のものになっていないということをよく感じるわけです。町長就任当時は、是非懇談会をやりたいという話しもあったと思うのですが、大変忙しくてそういう時間を取るのが難しいだろうと思いませんけども、積極的に各地域に部落に出向いて、こういうプランを持っている、協力して欲しいという、こういう訴えもする機会をつくったらどうかというふうに思います。そういう心構えがあるのかどうかを伺いたいというふうに思います。それから、教育長の方の答弁で学校別の成績の公表について、検討中とか慎重に判断したいという答弁がありましたけど、教育長自信はどう思っているのかという答弁がなかったと思いますので、教育委員会制度の変更についてはありましたけども、是非教育長自信の考えを伺いたいというふうに思っております。以上です。

枅富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員、ご指摘のとおり、このままでは何も変わらないのかと思っております。

ます。地元の方も努力されている方は努力されていると思うのですが、やはり本当に地域を活性化するには一次産業から、一次産業が持ち直してこないことには、どないにもならないというふうに考えております。その中でさらに漁業については、魚を獲れるようにするというのは、本当に個人的な動きではどないにも仕方なくて、国の働き掛けを一番に期待したいところでございますけども、現時点では大きな動きはしていただいておりません。住民の方で何とかできる部分というのは、農業と林業の部分だと思っております。したがって、私もいま藤元議員さんが地域の懇談会をもっと積極的にやったらどうかというふうなご提案をいただきましたけども、いくつかの懇談会を進める中でご意見をいただける方はいただけると。それと、若い方がほとんど参加されてこないのです。こちらから地域に出向いて1軒、1軒回って若い方に声かけしていくのが一番効果的なのではないかというふうに、この頃は考えておりますけども、どこまでできるか分かりませんが、できるだけ頑張ってみようと思います。以上でございます。

枳富議長 峯野教育長。

峯野教育長 学校別の公表について考えはどうなのかということなのですが、先ほども申し上げましたように、学校別で公表することによって、様々な懸念される事項が考えられます。時には教育本来のあり方を揺るがすようなことにもなりかねません。それと私一人で公表を決めていくということではできませんので、教育委員会の方で慎重に協議をしながら決定していきたいというふうに考えております。以上です。

枳富議長 藤元議員。

藤元議員 今の教育長の答弁に再問しますが、もちろんこれを決定するのは教育委員会で正式に決定しなければいけないと思うのですが、別に教育長個人的な意見を言ったら悪いということではありませんので、公表しないのならしないようにしたいとか、そういう答弁はできるのではないかと思いますけど、どうでしょうか。個人的な見解として。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 教育委員会の中で慎重に協議する中で決めていきたいというふうに考えております。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 同じ答弁だったのですが、もちろんそうなのです。正式には教育委員会で決めます。決めるのは教育委員会を開いて決めるのは、そのとおりです。ですけど、別に私はこう考えているといったら悪いことないでしょ。何か悪いことありますか。是非、非公表にしたいのならしたい。そういうふうに言っても困ることはないと思うんですけど、どうでしょうか。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 ご存知のように牟岐町は小学校が1校、中学校が1校ということで、他の市町村とは若干違うところがあるわけなのですが、公表しても学校別に公表してもかまわないというような形で学力をいつ公表してもいいですよという形で学力をつけていきたいなど。私個人としたら、公表しても耐えられるようなこんな力をつけているものと、子ども達の力を持っているものと考えておりますので、公表されても牟岐の子ども達は心配ないなというふうに考えております。

枅富議長 続きまして、3番横尾議員。

横尾議員 それでは、質問をさせていただきます。まず健康管理センターのその後の公募、セールス状況や感触はについてでございます。再生会議上で「保養と健康の町」牟岐町として取り組むことを目標に議論されている中で、温泉施設は切り離せないだろうと思います。その観点から、また、存続を希望するものとしてお伺いします。町HPでは、公募型プロポーザル要項が平成25年8月5日改訂版のままで、まことに事務的な

内容であります。もっと施設をPRしていくべきであり、施設の写真や以前の利用者の言葉を記載したり等、魅力的に感じさせる工夫や問い合わせがくるものにしなければならぬのではと思います。逆に言えば、こちら側からプレゼンテーションする姿勢で刷新をしていただきたいと希望するものです。また、前回の定例会でトップセールスをしていかないと、と質問しましたが、その後、何社に接触し、感触はどうだったのでしょうか。状況が進展していかないのであれば、策を講じなければなりません。今後はどう取り組んでいくのかお伺いします。つぎに物産館の移転は確定なのかについてでございます。議会委員会上での町長の発言で物産館の移転先として、旧河内小学校校舎が前提として想定されているみたいですが確定なのでしょうか。それと、看板のことで議論をしたことでもあり確定と考えていいのでしょうか。そうであれば、移転時期はいつなのか。お伺いしたいと思います。関連団体や職員に影響を与えることなので、早急に方針の決定をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、以前物産館の存亡の話がありましたが、物産館は存続していくべき施設であると思いますし、交流人口が期待できるイベントにおいては、町外、町内問わず出展し、牟岐のPRに貢献しているように思われます。逆に大いに期待できる施設だと思います。先ほど、藤元議員の方からありましたが、重複している分があると思いますが、よろしく願いいたします。最後に旧牟岐小学校教室の維持管理はどうしていくのでしょうかに関してですが、今現在、3団体の教室利用が決定しているようですが、複数団体が入居を予定している施設の管理や防犯について、各団体に町はどのような対応、維持管理、防犯指導をしているのかをお伺いします。町が管理規定を定めて運用するのは当然のことと思います。以上お伺いいたします。

枅富議長 福井町長。

福井町長 横尾議員のご質問にお答えいたします。健康管理センターのその後の公募、セールスの状況についてでございますが、まず議員ご指摘のとおり、8月5日に改定した公募型プロポーザルの実施要領、ホームページの中で現状に合わなくなっているところがございます。至急、加除、訂正したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。つぎに公募、セールスの状況でございますが、これまで当方から直接、あるいは間接的に確認したのは5社でございますけども、他に金融機関、国会議員、あるいは

地方公務員等、ありとあらゆる方に購入希望者の紹介を依頼してございました。しかしながら、現時点では、興味を持っている中堅、大手企業は徳島県にはございません。ただ、県内金融機関を通じ、岡山県に関心を示されている会社があり、先方が独自に牟岐町に調査に来るということを聞いておりますので、少し期待を持っているところでございます。今後の取り組みにつきましては、現時点では、大きな変更は現段階では考えておりませんが、最終的に払い下げ不可能という判断をせざるを得なくなったときには、再度、議員各位のご意見を伺い、今後の方策を検討しなければならないと考えております。つぎに物産館の移転でございますが、先に藤元議員のご質問にもお答えしましたように、現時点では、維持管理経費や他施設の有効利用なども考えますと、旧河内小学校に移転し、民俗資料館などの管理も含め、指定管理委託をするのが最も適切な判断であろうと考えております。この場合、物産館スタッフは、全て指定管理者で雇用するのか、一人か二人、町で臨時雇用するのか分かりませんが、現在借りている施設は今年度中でお返ししたい旨の通知は今月中にする必要があると考えております。つぎに旧牟岐小学校の教室の維持管理についてでございますが、現在、北校舎は、放課後対策事業のおひさまスクール、うみがめ共同作業所、阿南高専との共同研究事業としての天体望遠鏡制作作業所、南阿波よくばり体験事務所の4団体が入る予定でございます。全般的な管理につきましては、町職員の在籍する南阿波よくばり体験が行うこととなりますが、今後、必要に応じ、維持管理費用の分担や施設管理規程を定め、適切に運営してまいりたいと考えております。以上でございます。